

公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定により県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業に要する経費の一部を次のとおり当該公共下水道の公共下水道管理者である大宜味村に負担させるため、同条第7項の規定により議会の議決を求める。

関係村	事業費（千円）	負担金の算定方法	負担金額（千円）
大宜味村	46,000	事業費から国庫補助金額及び県の負担額を控除した額	7,027

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県が過疎市町村に代わって行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業に要する経費の一部を当該公共下水道の公共下水道管理者である市町村に負担させる額を定める場合は、過疎地域自立促進特別措置法第15条第7項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。